

教育委員会会議の概要（令和3年7月定例会）

- ◆ 日 時 令和3年7月29日（木）午後2時00分から午後4時12分まで
- ◆ 場 所 教育局 第1会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	福 田 洋 之	出 席
委員・教育長職務代理者	花 渕 浩 司	欠 席
委 員	里 村 正 治	出 席
委 員	阿 子 島 佳 美	出 席
委 員	梅 田 真 理	出 席
委 員	川 又 政 征	出 席
委 員	後 藤 由 起 子	出 席

◆ 会議の概要

- 1 開 会
- 2 議事録承認 6月定例会
- 3 議事録署名委員の指名 川 又 委 員

4 報 告 事 項

（1）市議会報告について

（総務課長 説明）

資料に基づき報告

（2）令和2年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

（総務課長 説明）

資料に基づき報告

里 村 委 員 最初の案から手を加え、最終案までご苦労様である。ちょうど移行期にあった令和2年度に検討したが、教育構想は令和3年度からスタートするというので横には置かず、リンクをしながらこれを作るというプラスアルファの仕事もあったわけで、本当にご苦労様である。

皆さんご存じかもしれないが、私は民間の出身である。民間のタイムスケジュールと比較すると、令和2年度の終わりは3月だから、全体のまとめを7月に出すなんていうことはとんでもない話である。しかし、皆さんの説明を聞きながら、少なくとも仙台市は7月末までには出そうということで頑張っていた。私にはよく分からないが、令和3年3月31日までのものを来月の8月に最終決定するというスケジュールは、役所の方は当たり前と思うかもしれないが、随分遅いと思う方もいらっしゃるということをお酌んでおいていただきたい。

そのスケジュールの中で、3月に終わるものだから、できれば来年は6月にでもとお願いしたいと思うが、全体のスケジュールからいくと、とても無理なお話のようだ。では、どこに解決の道を探るかという、それぞれの個票の最後に今後の展開・方向性という欄をつくったのは、このための準備である。もう少し言うと、皆さんの手元にある令和3年度の教育事業概要はもうできており、令和4年度の教育事業概要には、今後の展開・方向性に書いたことを事業として形あるものにして書いていく。これを毎年チェックし、新しい年度に施策を打っていくサイクルとしているわけである。今後の展開・方向性については、令和2年度に考えていた方向性ではなく、令和3年度の7月時点で考えていることを書かせてもらっている。

令和4年度の教育事業概要というのは、これからすぐに書かれると思うが、いつ頃素案が出てくるのか。令和4年度に事業として形あるものにするため、今回のこの点検・評価を見てくださいと、今後の展開・方向性にちゃんと書いてある。話が長くなったが、令和4年度の事業計画について、早速取りかかっていたらいいと思うが、いつ頃できると見ていたらいいか。

総務課長 既に令和4年度の予算要求に向けた検討は始まっている。その中に今回の点検・評価で令和2年度から令和3年度にかけての事業状況から評価を踏まえて検討しているところである。その内容については、秋頃に一度教育委員の皆様にご報告させていただくが、その時点では事業概要という形ではなく、こういった方向で予算を要求していくと考えているというような計画段階になり、年が明けて一定、財政局等との予算の調整が終わってから、事業概要に基づく形でご説明させていただくというスケジュールになっている。

里村委員 財政局との調整だが、これがなかなか見えていない。私としては、たとえ予算がつかなくても、長期的な展望の中でぜひやりたい事業や施策については、個票の形で載せることで、財政局を少しプッシュしていくのもいいかもしれない。教育の立場からだけ予算をよこせという勝手な振る舞いは決してよくないと思うが、厳しい予算の中で、やはり必要なものはいただきたいという気持ちもあり、ここはバランスだと思う。

コロナ対応もあり、市の財政もかなり厳しくなっているところもあるのではないかと。例年であればいただける予算も、令和4年度は少し我慢しなさいということもあるかと思うが、その辺りも財政局が決めたから仕方がないと下りずに、少しでも頑張っていたらいいと思う。予算が全額いただけなくても、始めれば動き出すので、予算をいただくために今までもやられてこられたと思うが、頑張っていたらいい。

教育長 確かにコロナの関係で財政状況が厳しくなっているというのはあるが、こと教育に関しては、子どもたちの将来のためということも大きいところである。当座のことを考えなければいけないものもあるが、先々も見据えた形でいろいろな事業を用意していくといった視点が必要かと思うので、そのあたりはしっかりと財政当局にも話をし

いきたい。

阿子島委員 点検・評価のまとめ、皆さんご苦労様です。今までは第2期教育振興基本計画に基づいて、学識経験者からのご意見のそれぞれの後に学校関係のご意見、それから、社会教育関係のご意見と載せてあったが、今回は仙台市教育構想 2021 の形に合わせるために、学識経験者からのいただいた意見を最後にまとめて書いていたことは、とても読みやすく、分かりやすかったので、今後はこの形式がいいのではないかと思った。

また、意見の後に、それぞれの意見に対する教育委員会からの今後の対応の方向性がすぐ載せてあり、続けて読むことができとても分かりやすかった。

そのほか、今回は自分づくり教室やICTを活用した教育の推進について詳しく記載されており、初めて読む方々にも分かりやすくなっていたのではないかと思う。今後とも、市民の方々に事業内容がより分かりやすくなるよう、スペースがあるなら内容を詳しく載せるなど、お願いしたい。

(3) 令和2年度健康実態調査結果の概要について

(健康教育課長 説明)

資料に基づき報告

後藤委員 コロナの臨時休校中に、ステイホームの運動不足により子どもたちが太って、これはいろいろな保護者からも顔を合わせるたびにそうした話があったので、実感としてある。例年でも学校が長期休業のときには、外遊びや運動ができない子どもは体重増加しがちである。夏休みにプール開放や、外で遊べれば多少運動ができるが、コロナ禍の臨時休業ではそれも全くなかったため、仕方がないことだと思う。学校が再開すると、学校に行くだけで子どもも体力がつくし、自然と運動量が増えるので、大概の家庭では学校の再開、授業の再開と一緒に体力や体形が戻っていると思う。

運動不足により子どもが太るといのは、体重が増えるだけではなく、体力が落ちてしまう。これがとても問題で、体力が落ちてしまうと、子どもは授業にも集中できない、学校に行ってもいろいろなことができない、いろいろなことをやるための力が落ちてしまう。授業中に座っているだけでも疲れた、体育の授業で少し歩いたら疲れたとなってしまう、仕方がないことではあったが、これは危険なことだと親としてとても心配して見ていた。学校再開して戻ったので、それは安心している。

里村委員 表現の上で少し気になったところを申し上げる。報告資料には参考値としての扱いとすると書いてあるが、別の表現を考えたほうがよろしいのではないか。つまり、長期休業になったとき、子どもたちの肥満度や体力が落ちるということに新しい発見があったわけである。つまり、参考値として考えるのではなく、一つの調査結果として大事に扱うというニュアンスのまとめ方をされたほうが良いと思う。

今日はテレビでも宮城県の肥満度の報道をやっていた。例えば、中学校の肥満傾向の割合について、男子と女子とで令和2年度の上がり具合が違う。女子は上がったといっても過去の平成29年度よりは低い、男子は過去の数年よりもさらに高いところまで行っている。つまり、よく分析すれば、いろいろなことを考える材料を提供してくれるのではないかと思った。

あと、私がすごく心配しているのは、コロナの終息がまだまだ先だと、悪いほうに

考えるとすると、また長期休業にしなければいけないようなことがあるかもしれない。そのときに、肥満や運動不足にならないような対策は打てないのだろうかとも考えたりしている。今そのことを考える時期だということも含め、この調査結果は、参考値として脇に置くのではなく、大事にいろいろなところを細かく見て、対策を考えていくように対応されでどうか。そういう気持ちでいると思うが、公にするときに、誤解されないような表現を考えたほうがいいのではないかと思う。

健康教育課長 例年度との推移や比較の中では、時期の問題や、あるいは体力テストもほとんどの学校が参加してない中で比較するのはなかなか難しいということで、参考値という書き方にしているが、委員からお話があったように、この年度に行われたことにより分かることというのももちろんある。そういったものを参考にしながら、我々としても取組みを進めてまいりたい。

梅田委員 報告を伺っていると、もちろん肥満であるよりは健康的な体のほうがいいことはいとは思。ただ、そのことが、太っていることはよくないことだとか、太っていてはいけないとかいうことになるのは違うかなと思う。人にはいろいろな体形があり、太りぎみな人や痩せぎみな人などいろいろな人がいる。もちろんその中で健康的な自分の体を維持していくことは非常に大切だということは十分に分かっているし、そういった意味でやっているわけではないということも分かっているのだが、一方で、例えば女子の上がり方が少なかったというのを見ると、女子中学生の年代は、太ることを非常に気にしているのではないか。そういったことが、例えば、拒食症などにつながっていくこともないわけではない。もちろんこれは統計なので、国でも取っているものだと思うし、肥満率などの統計を取っていくことは意味のあることだとは思。が、そのことが痩せていることがいいことである、あるいは運動能力が高いことがいいことであるとかではなく、2E教育やギフト教育のことを文科省も出しているが、でこぼこがある子どもがいるということ、多様な子どもがいるということも前提に、先生方にはそのあたりを含めた形で返していただけたらいいかなと思った。

里村委員もおっしゃったが、今後に備えて、単純にアスリートの活用もすごくいいが、それだけではなく、例えばお家の中で簡単にできるちょっとした運動とか、屋外でマスクをしたままでも苦しくなくできる運動とか、あるいはマスクを少しの間外し、おしゃべりをしないで簡単に体を動かせる運動というようなことも、ぜひ積み重ねていただければ、万が一また臨時休校しなければいけなくなったときに、子どもたちが体を動かせるような仕組みをつくっていただけたらいいなと思う。

あわせて、資料にある「感染症の予防に関する保健の授業」は、ぜひ丁寧にやっていただきたい。例えば、暑くなってもマスクを外せない子がいるという話をよくさせていただくが、適宜マスクを外すことも必要だろうし、どんなときにマスクをし、どんなときは外していいのか、どんなふうになったら苦しい状態なのかという自分の体をよく知り、感染症をどういうふう予防したらいいかということは、今このあたりでもう一回やっておくべきことかと思うので、こういった取組みも進めていただけたらありがたい。

里村委員 もう一つ、気になったところを申し上げる。朝食を食べない子どもたちが多いということと、休業期間中もまた食べない人が増えたということ。我々としてどういうふうに手を差し伸べたらいいのかは分からないが、非常に大きな問題がここに隠されているのではないかと思う。様々な事情により、特に休業期間中などは食べられなかった

人もいるかもしれないし、朝起きるのが遅いから食べる時間がないと回答していても、別の事情があることも想定される。家庭の一つ一つの事情に学校としてどういうふうに関わっていくかという非常に難しい問題が隠されていると思う。この休業期間中の数字の変化からも、やはりここは大きな問題だということが再認識できると思う。担当の皆さんがどうされていくのか、色々な方策も含めて考えなければいけないと思った。

健康教育課長 朝食については、小学校の男子・女子の結果があり、令和2年6月以降については例年並みに戻ってきてはいるので、休業期間後に学校が始まったところについては、戻っているかなと思う。また、委員からお話があったように、食べない子たちをどうするのかというのは、やはり午前中に授業に集中できないとか、体力の面でも食べるほう望ましいと考えているので、家庭に対しての啓発等も含めながら取り組んでまいりたいと考えている。

里村委員 90%ぐらいの人は食べていると理解して、それはコロナのときもあまり変わらなかったという理解でいいか。

健康教育課長 3月から5月は休業期間中であり、学校再開が6月以降であったので、学校が始まってからは例年並みに戻ったかなと考えている。

川又委員 この調査は、非常に大規模で詳細に行われていて、いろいろ分析結果もあり、非常によく理解できると思う。この調査のデータは、医学や保健などもう少し専門的なところでも生かされることがあるのか。例えば、今回であれば新型コロナウイルスの影響も明らかに出ているので、もう少し専門的な領域で分析されるということはあるか。

健康教育課長 この報告書には一般検診等についての詳細な数字が載っており、医師会や歯科医師会の先生などの協力を得ながらこの調査結果をまとめている。異常値が発見されたときには精密検査につなげており、その精密検査の対象になる方々のピックアップも先生方と協力しながらやっているのだから、こういった内容については情報の共有を図っている。

阿子島委員 今回の調査だけではなく、以前から子どもたちは携帯を使ったり、テレビやゲームなどを視聴する時間が増えているということで、今回その視聴時間が載っており、視力との関係がおそらく調査されていると思うのだが、そういうものが分かれば教えていただければと思う。

健康教育課長 視力については、数字の把握はしているが、その関連性について検討しているものはない。

阿子島委員 眼科学会の先生方もとても心配されていて、いろいろ研究されていると思うので、そういうことも今後引き続き調査していただければと思う。

健康教育課長 この報告書に、視力については0.3未満とかそういった数字が載っているが、関連についての分析はまだできていないので、今後検討していきたい。

(4) 坪沼小学校跡施設の利活用を行う事業者の募集について

(学校規模適正化推進室長 説明)

資料に基づき報告

里村委員 幾つか手を挙げていただいている事業者の方がいらっしゃり、こういう案件はこれ

からも出てくると思うが、少し長い目で見ると、手を挙げてくださる方が少なくなってくるようなことも想定される。この件に限っていうと、まだ決まらないうちではあるが、例えばどういう事業をやろうという方が出てこられるのか。また、賃貸借契約といっても、賃貸料を払う費用の計算はどうやっているのか。費用が高過ぎて、事業者が出てこなくなる可能性があるのでは、加減が難しいのではないだろうかと思像しての質問である。

学校規模適正化推進室長 事前のサウンディング調査、民間事業者の参入意欲を調べる調査では、概略でしかご説明できないが、教育的な用途、スポーツ的な用途、そういった分野で利活用してみたいというご意見をいただいている。

また、賃貸借価格であるが、これは別途、財産を管理する市の機関である価格審議会を経て、公募の要項にも盛り込んでいるが、年額 375 万 6,000 円という金額を最低価格として募集している。この金額については、不動産の鑑定といったものを基にしているが、地域利用で無償で使っていただくスペース、例えば体育館やグラウンド、そういったところがあるので、使われ方も考慮しての金額ということで設定したものである。

里 村 委 員 なかなかこれは難しい仕事である。だからこそ丁寧に慎重にやっていただきたいと思うが、あまり杓子定規にやってしまうと、手を挙げる事業者の方がいなくなるし、そうかといって思い切って値段を下げてしまうと、贈与の問題、税金の問題が発生する。だから、そのところは専門家のご意見も聞きながら、丁寧にやっていただけたらと思う。

5 付 議 事 項

第 15 号議案 令和 4 年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について

(教育指導課長、特別支援教育課長 説明)

教育指導課長 第 15 号議案、令和 4 年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

6 月の臨時教育委員会で議決していただいた仙台市の採択方針に基づき、仙台市立義務教育諸学校において令和 4 年度に使用する教科用図書を別紙のとおり採択することについて、付議する。

別添 1 をご覧いただく。

令和 4 年度に使用する仙台市立小学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同施行令第 15 条第 1 項に基づき、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書（一般図書）を除き、別添 1 のとおり、令和 2 年度と同一の教科書を採択するという内容である。

小学校用の教科書は、令和元年度に新たに採択されているので、令和 2 年度から 4 年間継続して同じ教科書を使用することとなっている。

次に、別添 2 をご覧いただく。

令和 4 年度に使用する仙台市立中学校用教科用図書についても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同施行令第 15 条第 1 項に基づき、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書（一般図書）を除き、別添 2 のとおり、令

和2年度と同一の教科書を採択するという内容である。

中学校用の教科書は、令和2年度に新たに採択されているので、令和3年度から4年間継続して同じ教科書を使用することとなっている。

次に、令和4年度に使用する特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書について、特別支援教育課長よりご説明する。

特別支援教育課長 別添3をご覧ください。

令和4年度に使用する特別支援学校（小学部・中学部）及び特別支援学級用教科用図書のうち、文部科学省著作教科書についても義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条第1項に基づき、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）を除き、別添3のとおり令和2年度と同一の教科書を採択するという内容である。

こちらについても、義務教育諸学校用教科書と同様に、4年間継続して同じ教科書を使用することとなっている。

次に、別添4をご覧ください。

こちらにある令和4年度使用の仙台市立特別支援学校及び特別支援学級教科用図書、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）についてご説明する。

特別支援学校と特別支援学級で使用する一般図書については、毎年採択を行うこととなっている。

それでは、参考資料1-1をご覧ください。

これまで参考資料1-1にある宮城県教育委員会から示された基本方針、次の参考資料1-2にある採択基準、その次にある参考資料2の本市の採択方針に基づき、最後の参考資料3にあるような採択の仕組みに沿って調査研究と協議を進めてきた。調査研究委員会は6月21日、教科用図書協議会は7月5日に開催している。

一般図書の採択一覧は、令和3年度の一覧を基に、一覧から外した図書が4冊、継続して採択候補とした図書が152冊、それに令和4年度に新たに採択候補として17冊を加えて作成した。

それでは、別紙資料1をご覧ください。こちらの令和4年度使用の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択一覧（案）の1ページをご覧ください。こちらには令和4年度に新たに採択候補として加えた小学部・小学校用8冊、中学部・中学校用9冊を載せている。

この別紙資料1の見方についてご説明する。

この1ページの表をご覧ください。通し番号、右の列にある「種目」という用語は、「教科」と同じ意味で使われている。また、「通し番号104」のように種目の欄に「道徳/生活」など2つの種目が書かれている図書がある。これは道徳の教科用図書としても、生活の教科用図書としても使えるということを表している。その右隣の「R4表示番号」の欄において、数字で示しているものは宮城県から示された教科用図書を参考として選定した図書、アルファベットが書かれているものは仙台市が独自の採択候補とした図書であることを表している。

続いて2ページをご覧ください。こちらには昨年度までに採択されていた図書のうち、今年度、採択候補の一覧から外した図書を掲載している。上段は、増刷や重版等の見込みがないことから供給できなくなった図書となる。下段は、発行から年数がたち、内容が現在の状況と大きく異なっているなどの理由で選定資料から外した図書と

なる。

次に、継続して一覧に記載する図書についてである。3ページから5ページが小学部・小学校用、6、7ページが中学部・中学校用となっている。

次に、別紙資料2、調査研究委員会の報告書を用いてご説明する。

別紙資料2の1ページをご覧ください。ここには小学部・小学校用として、令和4年度、新たに採択候補として一覧に加えた図書、一冊一冊の観点別の評価及び総合所見が記されている。報告書の書名右隣の「対象」は、それぞれ使用に適していると考えられる学年を示しており、二重丸はとても適している、丸は適している、三角は一部適していることを示している。斜線については、英語のように低学年や中学年ではその種目を取ることができない場合、つまり対象外であることを示している。

新規採択候補の図書について、いくつかご説明する。

新規採択候補の一番上の欄にある「小68ユニバーサルデザイン絵本11へんしんまるちゃん」については、所見欄に「重複障害の児童が増えており、点字を併用している点で活用の幅がある。読み聞かせ用の本としても活用できる」とある。

上から3段目の「小70脳科学からうまれたかおたちえほん」は、所見欄に「児童の発達に合わせて活用することができる」とある。

下から3段目の「小AG和英えほん」と下から2段目の「小AHことばとかずの絵本ABC」は、これまで中学校英語で採択してきた図書だが、小学校5年生から教科英語の学習が始まったことを受けて、小学校特別支援学級でも使用できるように対象を変更したものである。「和英えほん」については、学習と指導の欄に「簡単な英語に興味・関心を持たせる指導に適している」、「ことばとかずの絵本ABC」については、所見欄に「文字が大きく、説明が分かりやすいので工夫をすれば比較的理解に時間がかかる児童の指導も可能である」とある。協議会委員からも「小学部・小学校用として適切である」とのご意見をいただいている。

一番下の「小AIよのなかルールブック」は、所見欄に「挨拶や礼儀、公共心に始まり、後半は自分を好きになること、自分を大切にすることをテーマにしている。子どもたちにはとても必要なことを取り上げている」となっており、協議会委員からは、「分かってほしいことがイラストで描かれている」との意見もあった。

また、報告書の2ページから14ページに掲載している継続して採択候補とする図書全体を通して、協議会の委員からは「子どもたちがつい開いて見たくなるような本がバランスよく選ばれている」といった意見をいただいている。

続いて、中学部・中学校用についてご説明する。

報告書の15ページをご覧ください。

中学部・中学校用では、対象がA・Bとなっており、Aが学習指導要領の各教科の目標の第一段階、比較的理解がゆっくりな生徒、Bが第二段階、比較的理解が早い生徒を対象とした評価となっている。

一番上の「中AEこども六法」については、学習と指導の欄に「見開きのイラストと文を見るだけでも、生徒が『刑法』『民法』『日本国憲法』などに示されている大切な事柄を理解することができるように工夫されている」。

3段目、「中24こどもからだのしくみ絵じてん」は、所見欄に「人の体のつくりや働き、病気について関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付けることに役立つ内容となっている」。

4段目の「中AGこんなときどうする？クイズで学べる！自然災害サバイバル」は、「組織と配列」の欄に「震災発生時、その後の対応、避難所での生活方法と流れを追って学ぶことができる」。協議会では委員から「日常の災害・減災を考える中で何度も活用できる」といった意見をいただいている。

また、下から3段目、「中AKドラえもん はじめての英語図鑑」は、所見欄に「身近なキャラクターにより生徒の意欲を引き出され、学習への抵抗感もなく取り組める」。

一番下の「中ALすみっぐらしのお友だちとなかよくする方法」は、「内容」の欄に「読み進めるごとに自分を見つめ直すことができ、自分の個性も友だちの個性も大事にする気持ちを育てる構成になっている」とあり、協議会委員からは「人間関係づくり、ソーシャルスキルトレーニングをする上での確である」との意見もあった。

これら中学校の新規採択候補及び報告書16ページから22ページに掲載している継続して採択候補とする図書全体を通し、協議会委員からは「中学校特別支援学級の視点から、全体的に教材として価値の高いものである」との意見をいただいている。

このほか協議会においては、一般図書全体について、「日常生活の中で子どもが手に取って本を読む姿が想像できる」「開いて楽しんで、次を読みたくなる本があると、主体的に学ぶ姿につながる」「現行の学習指導要領における主体的・対話的で深い学びにつながる」「子どもの意欲を担保できる本が採択されていると思う」といった意見もあった。

このほか協議会で出された意見の中には、「プログラミングなどのICTに関する書籍を今後検討してほしい」といった次年度に向けた要望や、「図書の一部の情報が古くなっているので、指導に当たっては配慮や工夫も求められる」というものもあった。

それでは、初めに見ていただいた別添4をご覧ください。

ただいまご説明した協議を経て、別添4の採択一覧、令和4年度使用の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(一般図書)採択一覧にある小学部・小学校用107冊、中学部・中学校用62冊、計169冊について、教科用図書として適切であるとの報告をいただいている。

なお、一般図書については、本日も会場内に展示している。必要に応じてご確認をお願いします。

教育指導課長 以上の内容について、第15号議案としてお諮りする。

教 育 長 ご質問等あればお願いします。

里 村 委 員 法律で、なぜ4年間同じ教科書を継続して使うとなっているのか。

教育指導課長 国における教科書の検定が4年ごとに行われるということからきていると思う。

里 村 委 員 次の質問は、4年間継続して使うと法律で決まっているのに、なぜ百何十冊も採択ということをやっているのか。

特別支援教育課長 一般図書については、もともとが教科書用につくられた図書ではないこともあり、それぞれ子どもたちの実態に応じた図書を選定するという観点からも毎年行うことになっている。

里 村 委 員 そうすると、それはその法律の4年間とは対象が違うということか。毎年見直すということになると、去年使った教科書で使用をやめた教科書は何冊あるとか、それが知りたい。つまり、毎年見直して、これだけの先生方のご意見も伺いながら、例えば

100冊あったら、5冊か6冊は、今回やめましょうというのが常識である。そうでないと、何のためにこんなにたくさんの時間を使ってやるのかという感じがする。その辺の考え方はどうなのか。つまり、例えば100冊の本を毎年見直すとしたら、やはり時代も変わっているし、子どもたちの気持ちも変化があるだろうから、100冊のうち少なくとも10%は洗い替えしようとか、そういうことがあっていいのではないか。100冊を普通に見て、これでいいというのは、必ずしも適切ではないのではないかという疑念を持つ。だから、実際に見直したのは何冊あって、これこれの事情でこの本とこの本はやめてこういう本を新しく選んだという説明を聞きたいが、いかがか。

特別支援教育課長 先ほどの別紙資料1の2ページにあるが、供給不能またはその一覧から外れた図書なども県からも示されているので、そちらも参考にしながら、本市のほうでも、内容が古いなどの状況を見ながら、一覧から外す図書も含めて検討した結果このような報告となっている。

里 村 委 員 2ページは先ほどご説明いただいたので理解したところだが、この説明を聞いたときに、古くなったのなら、何で去年やめなかったのかと思った。急に古くなるわけではない。供給不能は出版社の事情で、それはやむを得ないと思う。多分利益が出ないとかいろいろなことがあるのだろう。だから、この宮城県の一覧から外れた図書とあっても、私は、何で今ではなくて去年やめなかったのかと思った次第である。

つまり、もう少し言うと、県からの指示だと何かに仙台市としては随分寄りかかっているのではないか。自分たちで主体的に、いい本だけれども今年はやめて、新しいのを選ぼうという機能がないと、先生方にたくさん何冊も見ても、実際にはちゃんとした見直しができているのではないかという疑念を抱かせるということ言いたい。みんなが選んだ本だから、いいに決まっている。でも、その中でも、100冊あれば10冊ぐらいは洗い替えをしようという前向きな気持ちを持って取り組むことが、全体の意思決定のプロセスを活性化することになるし、それをやってみて、実際には5冊しか出ないかもしれないけど、やはり10%ぐらいは洗い替えしようという頭の下に作業をしていただくように運営されることが必要ではないか。

こういう建てつけの中で、先生方にしたら、まあいいのではないかということになる。それは組織生理学という名前だが、多くの人が集まったときに、ほかのメンバーの方にも迷惑をかけてはいけないとか、いろいろな生理が働くわけである。それを読んで、やはり少しでもいい教科書を探し出すというプロセスや仕掛けをつくる必要があるのではないか。そういう観点から見ると、何か少し物足りなさを感じたので、意見を申し上げている次第である。きっと反論があると思うので、ぜひ反論を聞かせていただきたい。

去年とおととしと、小学校と中学校の教科書採択を行った。どの教科書も良いので、本当に悩んだ。委員みんなの意見を事務局に集約いただいて決めたわけである。今回については、その機能が必ずしも十分ではないのではないか。どうなのか、反論をぜひ聞かせていただきたい。

それから、教科書を使っている先生方からのご意見があると思う。どんな教科書でも、教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるので、先生方は、どんな教科書を教育委員会が選んでも、見事に子どもたちに教えるというモラルの高い気持ちをお持ちである。そうはいっても、少しでもいい教科書を毎年見直して提供するという心意気が私たちの中に必要ではないか。作業としてやっているような印象を持ったので、

ぜひ、そんなことないという反論を聞かせていただきたいし、今年を選定はもう変えられないと思うが、来年に当たって、どういうところを特に注意してやろうと思っているのか聞かせていただきたい。

特別支援教育課長 一般図書については、一般図書を使用する児童生徒たちの障害の状況、実態が様々で多様化しているという点もあるので、学校の教員が子どもたち一人ひとりの実態に応じた一般図書を選ぶことができるように、できる限り選択肢の幅を増やしてあげたいというのがまず一つある。

また、先生たちからのご意見も、教科書の閲覧時にアンケートで伺ったり、こちらで主催している特別支援学級の担任を対象とした会議などでも希望を伺ったりというのを参考にしながら、その意見に応えられるような図書をできる限り準備できればということで、このような数の一般図書を一覧として載せている状況である。もちろん、ご指摘いただいたように、内容がどうなのかというのは常に検討を十分にする必要はあると思うので、次年度からはそういった観点も十分踏まえて選定を行っていきたいと考えている。

里 村 委 員 今回は何冊か増やしたのか。今ご説明いただいたように、いろいろな子どもたちの状況に教科書として対応する合理的な考え方は、おっしゃられたように本の数を増やすことである。そうすれば先生方が、この教科書がいいということの自由度が増えるから、教えやすくなる。今回、増やした本というのは、どこを見れば分かるのか。

特別支援教育課長 別紙資料1の1ページにある一覧が増やしたものになる。上の表が小学部・小学校用、下の段が中学部・中学校用になっている。

里 村 委 員 本の数を増やすというのは非常に合理的な考え方のように思った。

あとは、やはり使用をやめる本を1冊か2冊、県から言われなくてもつくったらいいのではないかと思う。洗い替えというのはすごくつらいことだが、やはりやられたほうがいい。それから、出版社の方々にもいい刺激になると思う。仙台市から一回使用を中止されたら、もっといい本つくろうという気持ちになってくれることもある。

7冊か8冊か増やしたようだから、それはすごくよかったことだと思う。

教 育 長 そのほかいかがか。それでは特にないようなので、第15号議案については原案のとおり決定ということでよろしいか。

それでは、第15号に議案に関しては、原案のとおり決定ということにする。

原案のとおり決定

第16号議案 令和4年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択について

(高校教育課長 説明)

高校教育課長 第16号議案、令和4年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択についてご説明申し上げます。

初めに、お手元の資料について順に説明する。

最初は、第16号議案とその別紙である。別紙の最後に「各学校からの申請（別添）のとおり採択する」とあり、その別添というのが、各校から採択申請された令和4年度使用教科書についてまとめたものである。後ほどご説明申し上げます。

次に、資料1、令和4年度使用教科用図書採択申請経過である。これは、各校の選定案が申請されるまでの経過を時系列で記したものである。先ほどの別添と合わせて7月20日の教科用図書選定協議会で審議されたものである。

次に、資料2別紙については、教育長の依頼に応じて、各校の採択経緯と申請内容を慎重に審議した結果を協議会が報告したものである。

資料3をご覧ください。

教科用図書採択方針は、5月の定例教育委員会でお認めいただいたものである。この方針に基づき、採択を進めてきた。

次に、参考資料、教科用図書採択の仕組みは、採択までの流れを示したものである。資料中央の「⑫教科用図書採択の議決」が、本日となる。

先ほど触れた別添、令和4年度使用教科用図書採択申請書をご説明する。

表の見方だが、35ページをご覧ください。仙台商業高校を例にご説明する。

項目の左から順に、「教科」「種目(科目)」「発行者の番号・略称」「教科書の記号・番号」「教科書名」となっており、文部科学省作成の令和4年度使用教科書目録の表記どおりである。なお、教科書番号の700番台が学習指導要領改訂に伴う新規発行の教科書、300番台が現行の教科書となっている。ご承知おき願う。

次に、令和4年度の使用学年と購入学年の記載があるが、令和4年度使用する教科書が令和3年度に採択したものと異なる場合には、備考欄に「新規」と記載し、また、令和3年度に引き続き令和4年度も同じ教科書を採択する場合は、備考欄に「継続」と記入している。あわせて、それぞれ採択希望の理由(観点)を記載している。なお、令和3年度までに採択され、既に購入済みの教科書を令和4年度も使用する場合は、備考欄に「購入済」と記載し、採択希望の理由欄には、購入年度と購入学年を記載している。

次に、44ページをご覧ください。これは、仙台青陵中等教育学校だが、中学校に当たる前期課程の採択についてご説明する。

先ほどの高等学校と異なり、継続使用の教科書について、備考欄に「購入済」ではなく「給与済」となっている。なお、この給与済みの教科書のうち、令和2年度に給与されたものについては、中学校の学習指導要領の改訂に伴い、令和4年度使用教科書目録に掲載されていないため、目録の頁欄に斜線を引いている。

続いて、7月20日に開催された教科用図書協議会についてお伝えする。

資料1、各校の採択申請経過及び別添の採択申請書について、各校とも委員に保護者代表を加えた教科用図書調査研究委員会を開催し、適正に教科書選定を進めた旨の報告があり、その後、委員全員で十分に時間を取って教科書を閲覧した。協議会からは、各校から申請された教科用図書について慎重に審議した結果、いずれの学校も透明性を確保し、公正な手続を経て、十分な調査研究の上、学校の教育目標や生徒の実態に合った適切な教科書が選定されていると判断をいただき、資料2別紙にあるように、各学校の採択申請経過及び採択申請について、いずれも適切であるとの報告をいただいた。

事務局としては、協議会の報告を尊重し、各校からの採択申請のとおり、令和4年度使用教科用図書を採択したいと考えている。ご審議のほどよろしくお願いする。

教 育 長 ただいまの説明に対してご質問等あればお願いします。

里 村 委 員 ご説明いただいたのだが、購入済と給与済の違いが分からなかったのと、購入済と

か給与済というふうに進んでしまっていると、新しい教科書を選ぶとき、変えては駄目だという制約にはなっていないか。

高校教育課長 まず、給与済と購入済であるが、義務教育に関しての教科書に関しては給与され、高等学校の場合は、義務教育ではないので教科書を購入すると、この違いである。

里村委員 意味は同じだということか。

高校教育課長 個人で買うか、国が支給するか、そういう違いである。

それから、購入済というものは、継続してその教科書を次の年も使うという理由があるので、年度をまたいで使用する教科に関しては、引き続きその教科書を使用していくと、そのように解釈いただければと思う。

里村委員 そうすると制約にはならないか。

高校教育課長 制約にはならない。

教育長 そのほかいかがか。

里村委員 中学校の教科書を選ぶときに、例えば、ここにある高等学校の教科書の出版社とのリンケージが必要ではないかと考えたことがある。少しおかしい質問かもしれないが、中学校の教科書と同じ科目で高等学校はどこの出版社が扱っているのかなど。つまり、中学校から高等学校へのリンケージが、同じ出版社だといいいのではないかと思ったことがあった。でも、そのときの議論は、それは横に置いて、中学校として焦点を当てて議論してほしいという整理だったのでそういうふうにしたが、やはり出版社のほうから見ると、中学校の教科書も採択してほしいと思うし、高等学校の教科書も採択してほしい。その中には、一連の連携があるような気がしたのだが、それはそれでいいということでもよろしいのか、そういうふうに思った。特に、歴史とかは流れみたいなものがあって、中学校はこれでも高等学校はどうかなとか、数学もレベルがだんだん上がってくるので、出版社をそろえたほうがいいのかなど思ったりもした。高等学校のことは考えず、中学校は中学校で見てくださいと、そうおっしゃられるのはよく分かるのだが、できるだけそういうことも考え、それから小学校から中学校のときも、やはりリンケージを考えないといけないのではないか。中1ギャップなどという話を聞いていたから、出版社を同じにしておいたほうがギャップは少なくなるのではないかなど、そんなことを思ったということである。

高校教育課長 中学校と高等学校の連携についての質問でよいか。

里村委員 中学校と高等学校で結構だが、少し具体的にお話ししたほうがいいのか。例えば、地図で、帝国書院と山川出版社だったか、似ているようで、やはりそれぞれ特徴がある。そんなときに、中学校のときと高等学校のときと、確におっしゃるように義務教育とそうではないという違いがあるが、どうなのかなど思ったりしたということである。

高校教育課長 私からは、中等教育学校を例に挙げて今のご質問にお答えする。中等教育学校は6年間の教育課程の中で、当然連携というのがある。歴史に関しては、前期課程、中学校1年生から3年生に当たる部分、あとは後期課程、4年生から6年生に当たる部分、これは山川出版社を使っているという事例がある。

ただ、一般の中学校と高等学校の連携に関しては、やはり様々な高等学校の多様性というか、学ぶ子どもたちの力によってどの教科書を選定するかは、その学校が、やはり高等学校に上がった段階で一回リセットして、入学してくる生徒に合わせた教科書を選定しているという認識である。

後藤委員 確認させていただきたいのだが、中学校の教科書は、普通の市立中学校と青陵中等

教育学校では違う教科書を選んでいるということなのか。高校だけではなくて、中等教育学校なので、前期課程の部分も入ってくると思うのだが、そこだけ確認をしたい。

高校教育課長 おっしゃるとおりである。1年生から6年生を見越した上で、各教科で教科書をそれぞれ採択しているという認識で結構である。

教 育 長 そのほかいかがか。なければ、この件については原案のとおりということでよろしいか。

ご異議ないようなので、第16号議案に関しては、原案のとおり決定とする。

原案のとおり決定

第17号議案 臨時代理に関する件について

(職員の人事に関する事項について(職員の人事異動について))

(人事課長 説明)

原案のとおり承認

6 閉 会